

由利本荘市長 湊 貴 信 様

由利本荘市公営事業経営検討委員会

委員長 金澤伸浩

答 申 書

令和 8 年 4 月 6 日付けで諮問のあった「下水道使用料の適正水準について」、下水道事業の財政シミュレーション、経営分析、施設整備の状況、総括原価の算定及び使用料体系の検討結果を踏まえ、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申する。

1. 下水道事業の現状について

本市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業及び浄化槽事業など、多様な汚水処理方式により整備が進められ、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に大きく寄与してきた。一方で、本市は県内最大の行政面積を有し、多数の汚水処理施設及び管路施設を維持管理していることから、人口規模に対して維持管理負担が大きい経営構造となっている。加えて、人口減少に伴う接続人口及び有収水量の減少、施設の老朽化、動力費や修繕費等の増加により、今後の経営環境は一層厳しくなるものと見込まれる。

財政シミュレーションによれば、令和 16 年度には接続人口が約 4 千人減少し、有収水量も減少する見込みであり、使用料収入の減少が続くことが予想される。

2. 使用料改定の必要性について

本委員会に示された収支見通しによれば、現行使用料を維持した場合、経常収支は継続して赤字となり、経常収支比率は令和 13 年度に 94.0%、経費回収率は 78.4%まで低下する見込みとなっている。さらに令和 16 年度には経費回収率が 74.3%まで低下する見通しである。また、汚水処理に係る費用については、使用料収入のみでは賄うことができず、一般会計からの繰入金に依存した運営状況が続いている。

本来、下水道事業は受益者負担の原則を基本とする公営企業であり、使用料対象経費については、可能な限り使用料で回収していくことが求められる。

このことから、本委員会は、下水道事業の持続可能な運営を確保するためには使用料改定は必要であると判断する。

3. 適正な使用料水準について

本委員会は、日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく総括原価方式による算定内容について検証を行った。

その結果、「算定期間を5年間」とすること、「総括原価方式による算定」を行うこと、「経費回収率100%を目標」とすることについては、妥当であると判断する。

また、本市の下水道事業においては、資産維持費を算入した場合、市民負担が著しく増加することから、資産維持率を0%とし、資産維持費を計上しないものとした事務局案についても現時点では妥当なものと認める。

これにより算定された平均改定率は約34%となるが、本委員会は、将来の事業継続を考慮すれば必要な水準であると理解する。

4. 下水道事業の公共性について

本委員会では、下水道事業は独立採算を基本とする公営企業ではあるものの、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を担う公共性の高い事業であるとの認識が共有された。

また、本市のような広域自治体では人口密度の低い地域や条件不利地域を抱えていることから、使用料のみで全ての費用を賄うことは現実的ではなく、下水道事業の公共性を踏まえた適切な公費負担も必要である。

このため、本委員会は、受益者負担の原則を基本としながらも、利用者負担と公費負担の適切な均衡を図りつつ、持続可能な事業運営を目指すべきであると考えている。

5. 使用料体系について

委員会では、事務局から示された複数の改定案について比較検討を行った。

その結果、現行の利用実態を踏まえ、一般家庭及び事業用利用者双方への影響の均衡を図った改定案を基本として使用料体系を見直すことが適当であると判断する。その理由は、次のとおりである。

(1) 一般家庭への配慮

使用者の大半を占める10m³以下及び20m³程度までの利用者に対する急激な負担増を抑制していること。

(2) 利用実態との整合

現行の使用実態や料金負担の状況を踏まえ、一般家庭及び事業用利用者双方に過度な負担集中が生じないように配慮されていること。

(3) 経営改善効果

総括原価を概ね確保し、経費回収率の改善に寄与すること。

6. 附帯意見

本委員会では、使用料改定のみで経営課題を解決することは困難であり、市においても最大限の経営努力を継続すべきとの意見が多く出された。

このため、市においては次の事項に取り組まれない。

(1) 施設統廃合及び処理区域の再編

人口減少が進行する地域については、施設更新の時期に合わせ、集落排水施設等の統廃合や広域化・共同化について検討すること。

(2) 汚水処理方式の最適化

公共下水道、集落排水及び合併処理浄化槽について費用対効果を比較し、地域実情に応じた最適な処理方式への転換を検討すること。

(3) スtockマネジメントの推進

施設及び管渠の計画的な更新及び長寿命化を図り、更新費用の平準化に努めること。

(4) 経営の効率化

デジタル技術の活用や維持管理体制の見直しにより、維持管理コストの縮減に努めること。

(5) 使用料改定率

今回の使用料改定については必要であると判断するものの、市民負担の軽減を図る観点から、施設統廃合、汚水処理方式の最適化及び維持管理費の縮減等の経営改善を着実に進め、使用料改定率を可能な限り抑制するよう努めること。

(6) 生活困窮者等への支援

本委員会では、使用料改定の必要性を認めるものであるが、その実施に当たっては、市民生活への影響を十分考慮する必要がある。特に生活困窮者等に対しては、関係部局と連携のうえ必要な支援策について検討すること。

(7) 使用料以外の財源確保への取組

保有資産及び事業資源の有効活用、その他収益事業の実施などの財源確保に努め、将来の利用者負担の軽減につながる取組を検討すること。

(8) 使用料改定時期

使用料改定の実施時期については、水道料金の冬期間の推定使用水量精算事務との重複を避け、市民への説明及び料金徴収事務の円滑化を図る観点から、令和9年7月とすること。

7. 市民への説明責任

使用料改定は市民生活に直接影響を及ぼすことから、市においては下水道事業全体の現状や将来計画を含め、分かりやすく丁寧な説明を行い、市民理解の促進に努められたい。

特に、処理区域の考え方、施設配置の経緯、維持管理コストの構造、将来的な施設統廃合及び汚水処理方式の見直しの方向性について積極的な情報提供を行うことが重要である。

- ・下水道事業全体の現状と将来計画
- ・改定が必要となる理由
- ・将来の経営見通し
- ・処理区域及び汚水処理方式の考え方
- ・施設更新及び統廃合の必要性
- ・経営改善への取組
- ・利用者負担と公費負担の考え方

結論

本委員会は、本市下水道事業を将来にわたり持続可能なものとし、公衆衛生の向上と生活環境の維持を図るためには、下水道使用料の改定は必要であると判断する。

また、使用料体系については、現行の利用実態を踏まえ、一般家庭及び事業用利用者双方への影響の均衡を図った下表の改定案を基本として見直しを行うことが適当である。

あわせて、施設統廃合、汚水処理方式の最適化及び経営効率化を着実に推進するとともに、下水道事業の公共性を踏まえた適切な公費負担との均衡を図りながら、持続可能な事業運営に努められたい。

下水道使用料の適正水準(使用料改定の内容)

区 分	基本使用料 (月額)	1～10 m ³	11～20 m ³	21～50 m ³	51～100 m ³	101～ m ³
現 行	475円	114円	142円	161円	180円	200円



(改定案)

区 分	基本使用料 (月額)	1～10 m ³	11～20 m ³	21～50 m ³	51～100 m ³	101～ m ³
使用実態 配慮型	1,000円	130円	170円	190円	200円	250円

※ 現行の使用実態や料金負担の状況を踏まえ、一般家庭及び事業用利用者双方に過度な負担集中が生じないように配慮した案。基本使用料を抑え、1～10 m³を130円に設定。

(参考)

区 分	基本使用料 (月額)	1～10 m ³	11～20 m ³	21～50 m ³	51～100 m ³	101～ m ³
機械的 調整型	1,050円	140円	170円	190円	200円	220円

※ 現行料金の改定幅を機械的に按分した案。基本使用料・従量単価とも中間的な水準。

使用水量別の月額比較

区 分	10m ³ /月	20m ³ /月	30m ³ /月	50m ³ /月	100m ³ /月	200m ³ /月
現 行	1,615円	3,035円	4,645円	7,865円	16,865円	36,865円
使用実態 配慮型	2,300円	4,000円	6,000円	10,000円	21,000円	46,000円
現行比	+42%	+32%	+29%	+27%	+25%	+25%
機械的 調整型	2,450円	4,150円	6,050円	9,850円	19,850円	41,850円
現行比	+52%	+37%	+30%	+25%	+18%	+14%